

(公印省略)
広指建第30号
平成30年7月11日

一般社団法人
広島県建築士事務所協会
会長 衣笠 准一 様

広島市長 松井 一實
(都市整備局指導部建築指導課)

建築基準法第85条第1項の規定による区域指定について（通知）

時下ますます御盛栄のこととお喜び申し上げます。日頃から、本市建築行政について御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成30年7月5日からの大雨に伴う災害を踏まえ、建築基準法第85条第1項の規定による建築基準法令の適用を除外する区域として、平成30年7月9日付けで広島市全域を指定し、別紙のとおり公告しました。

この区域指定により、災害により破損した建築物の応急の修繕や平成30年8月5日までに工事着手する被災者が自ら使用するために建築する30㎡以内の応急仮設建築物等は、建築基準法令の適用が除外されます。

ただし、建築工事完了後3か月を超えて当該仮設建築物を存続しようとする場合は、特定行政庁の許可（2年以内を限度）が必要です。

今後、被災者等から、建築相談を受けた場合には、以上のことを踏まえ対応を願いたします。

【参考】

建築基準法 抜粋

(仮設建築物に対する制限の緩和)

第85条 非常災害があつた場合において、その発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するものの内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は次の各号のいずれかに該当する応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から1月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、防火地域内に建築する場合には、この限りでない。

一 国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために建築するもの

二 被災者が自ら使用するために建築するもので延べ面積が三十平方メートル以内のもの

2 (略)

3 前2項の応急仮設建築物を建築した者は、その建築工事を完了した後3か月を超えて当該建築物を存続しようとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、なお当該建築物を存続することができる。

4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、2年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。

5 (略)

問い合わせ先

広島市都市整備局指導部建築指導課第二指導係
藤田

TEL (082)504-2288

FAX (082)504-2529

E-mail kenchiku@city.hiroshima.lg.jp



広島市告示第385号
平成30年7月9日

平成30年7月5日からの大雨に伴う災害に係る、建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項の規定に基づく区域として、広島市全域を指定したので、公告します。

これにより、災害が発生した日から1月以内に同項に規定する工事に着手するものについては、防火地域内を除き、建築基準法令の規定は適用しません。

広島市長 松井 一 實